

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会常務理事の給与及び旅費に関する規程

平成20年4月1日

五社協規程第12号

(給与)

第1条 常務理事(五霞町から派遣された一般職員である者を除く。)の給与は、給料、通勤手当とする。

(給与の額)

第2条 常務理事の金額は、180,000円とする。

2 通勤手当の金額は、五霞町職員の給与に関する条例等(以下「町給与条例等」という。)に準じて支給する。

(給与の支払方法)

第3条 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、社協給与規程の適用を受ける職員の例による。

(通勤手当)

第4条 常務理事の通勤手当の月額は、町給与条例第12条の3第2項の規定を準用して算出された額とする。

(旅費)

第5条 常務理事の旅費の額及び支給方法は、一般職員の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表

区分	報酬	費用弁償
会長	月額 70,000円	本会旅費規程を 準用する。
理事（常勤除く）	日額 4,000円 （ただし、一日の勤務 が4時間を超えない場 合は2,000円とする。）	
監事		
評議員		
委員会の委員		